

人権委員会設置法案について慎重な対応を強く求める意見書

現在、政府では、新たな人権救済機関となる人権委員会の設置等を規定した法案の提出に向けた作業が進められている。

不当な差別や虐待などからの救済を目的に、新たな人権救済機関をつくるという同種の法案は過去にも検討されたが、成立には至らなかった経緯がある。

法務省政務三役名で、昨年8月に公表された基本方針及び昨年12月に公表された検討中の法案の概要では、自由な報道活動を阻害するおそれのあるメディア規制を設けないなど、これまで批判の強かった条項が除外されており、人権侵害の調査を任意として罰則規定を入れないなど、強制性も弱めたものとされているが、民間の言論・表現活動に公権力が介入し、自由な議論を縛りかねないという法案の危険性は変わっていない。

また、人権救済機関(人権委員会)を国家行政組織法の三条委員会とすることや人権擁護委員の資格要件、人権侵害の定義が不明確であることなど、まだまだ議論を尽くす必要のある点が多数存在していると思われる。

よって、国におかれては、人権委員会設置法案を十分な国民的議論を経ないまま制定されないよう慎重な対応を強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年3月26日

鹿児島県議会議長 金子 万寿夫

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
法務大臣
殿